

■建築基準法の道路の種類

【建築基準法の道路とは】

・「建築基準法」の「道路」とは、原則として幅員4m以上のものをいいます。ただし、幅員4m未満の道でも、建築基準法の道路(2項道路)とみなされる場合があります。



これらの道路に接していない敷地では原則として建物を建てる事ができません。

建築基準法の条文(種別)	内容
法42条第1項第1号	道路法による道路(国道・都道・区道などの公道)
法42条第1項第2号	都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法などでできた道路(開発道路)
法42条第1項第3号	建築基準法施行時(昭和25年11月23日)に既に存在していた道(既存道路)
法42条第1項第4号	都市計画法などの法律により2年以内に事業が行われる予定のものとして特定行政庁が指定したもの(計画道路)
法42条第1項第5号	土地を建築敷地として利用するために新たにつくる道で、特定行政庁から指定を受けたもの(位置指定道路)
法42条第2項	建築基準法施行時に既に存在する幅員4m未満の道で特定行政庁が指定したもの(2項道路、みなし道路)

### 3 令和2年度の活動予定

もし、災害が起きてしまった時のための、防災対策の基本は右図のような自助、共助、公助の3つだと言われています。



しかし、大きな災害が起きた場合、公的機関の「公助」だけの対応では限界があるため、発災直後の防災活動において、「自助」「共助」の地域の防災力が大きな役割を果たすことになります。

そこで、今回の防災まちづくりの会は「防災の自助共助について」を検討テーマに、巣鴨五丁目地区における「自助」「共助」について意見交換していきます。

なお、令和2年度は防災まちづくりの会を年3回程度開催、まちづくりニュースを年2回程度発行する予定です。

### 4 会員(委員)を募集しています

防災まちづくりの会では、上記検討テーマを皮切りに、今後とも活発な意見交換を行っていく予定です。そこで、あなたも、巣鴨五丁目の防災上の課題解決策や、より良い住環境の形成について、一緒に話し合ってみませんか？

参加すると、知らないことをたくさん知れて楽しいですよ！

本会に参加を希望される方は、下記の事務局までご連絡ください。



●事務局●



TOSHIMA CITY

豊島区 都市整備部 地域まちづくり課 沿道推進グループ  
 TEL: 03-3981-3449 FAX: 03-3980-5135  
 メール: A0022706@city.toshima.lg.jp

株式会社 双葉 企画開発部  
 TEL: 03-3953-3265 FAX: 03-3953-5166

巣鴨五丁目地区防災まちづくりの会

# まちづくりニュース

第4号

令和2年3月発行

## 1 第7回～第9回防災まちづくりの会では「道路」について検討をしました！

### ■第7回防災まちづくりの会(令和元年10月7日[月])

第6回までの「防災機能を有する公園・広場」に関する意見・提案のまとめに続き、第7回からはテーマ検討を「道路」としました。そしてまず始めに「道路の機能や種類」などの基本情報を勉強したうえで、巣鴨五丁目地区の道路現況図を見ながら、「狭あい道路」と「消防活動困難区域」などの問題点を確認し、「狭あい道路の整備方法」や「防災道路の整備事例」などについて検討しました。



第7回防災まちづくりの会の様子(区民ひろば朝日にて)

### ■第8回防災まちづくりの会(令和元年12月12日[木])

第8回では、豊島区都市づくりビジョンに基づく「地区道路網の形成の考え方」と、「巣鴨五丁目地区の地区道路網の形成状況」について確認し、地区道路網の形成や防災性向上のために必要とされる防災道路の整備について検討しました。



第8回防災まちづくりの会の様子(区民ひろば朝日にて)

### ■第9回防災まちづくりの会(令和2年2月10日[月])

これまでの「道路」に関する検討内容を踏まえ「巣鴨五丁目地区における防災道路の整備の必要性」について意見交換をしました。

また、新年度からの検討テーマは、「防災の自助共助について」として、災害が起きた時に、住民は巣鴨五丁目地区でどのようなことができるのか意見交換する予定です。



第9回防災まちづくりの会の様子(区民ひろば朝日にて)

●「道路」については情報が多いため、本号と次号の2回に分けて検討内容をお届けいたします。

本号では、道路網の形成の考え方 や 狭あい道路、消防活動困難区域 などに関する情報を掲載します。

次号では、道路の整備方法などについて掲載したいと思います。

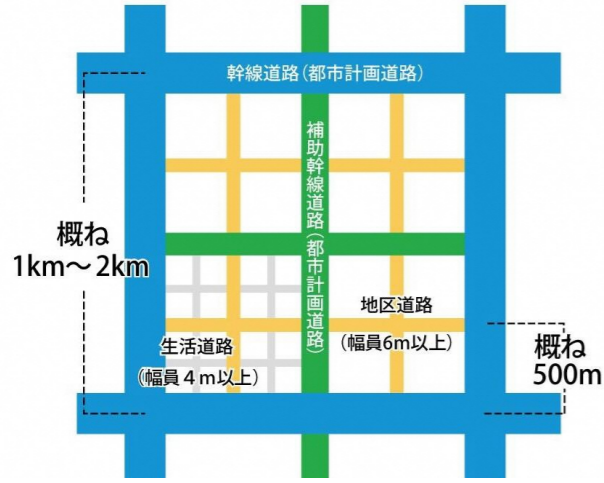


# 2 「道路」について

## ①道路網の形成の考え方(豊島区都市づくりビジョン/平成27年3月より)

豊島区では、区内の道路を、それぞれが担う役割に応じて「主要道路網」「地区道路網」「生活道路」に3区分し、体系的な道路網の形成をめざしています。

### ■道路体系の考え方



### ■道路網の構成

<b>主要道路網</b> ・都市の骨格を形成する道路網	<b>幹線道路</b> 概ね1~2kmの道路網間隔で配置 ・都心や他の副都心などの連携を担う都市計画道路
<b>地区道路網</b> 概ね500mの道路網間隔で配置 ・主要道路で囲まれた区域内の交通を分担し、災害時の消火活動など地区の防災活動を支える道路網	<b>池袋副都心アプローチ道路</b>
<b>生活道路</b> ・日常生活を支える最も身近な道路として、4m以上の幅員を確保し、良好な住環境の形成と防災整備水準の向上をめざす	<b>補助幹線道路</b> 幹線道路と一体となって道路ネットワークを構成 ・区域内の交通を主要道路へ連絡する機能を担う地区の幹線にあたる都市計画道路
	<b>地区道路</b> ・区域内の交通を主要道路や補助幹線道路に連絡する機能を担う ・防災上必要とされる6m以上の幅員を確保
	<b>防災道路</b> ・密集市街地において、市街地内部から主要道路網又は地区道路網への避難経路となる主要生活道路 ・防災上有効な6m以上の幅員を確保

## ②巣鴨五丁目地区の道路網と「狭あい道路」及び「消防活動困難区域」の現状

豊島区の道路網の形成の考え方を巣鴨五丁目地区にあてはめると、下図左のようになります。  
 巣鴨五丁目地区内の道路の幅員は下図右のようになっており、幅員4m未満の「狭あい道路」が多い状況になっています。  
 また、幅員6m以上の道路が不足しているため、朝日小学校の北側に災害時の「消防活動困難区域」が発生しています。

### ■巣鴨五丁目地区の道路網の形成の状況



- 【主要道路網】**  
・幹線道路：白山通り
- 【地区道路網】**  
・補助幹線道路：補助81号線(事業中)  
・地区道路：お岩通り、避難地を結ぶ避難道路(事業中)
- 【生活道路】**  
・その他の道路

・白山通りは、震災時、緊急輸送を円滑に行うための「特定緊急輸送道路」に位置付けられています。  
 ・白山通り、朝日通り、お岩通りは「緊急道路障害物除去路線」に位置付けられており、震災時、道路上の障害物除去や簡易な応急復旧作業が優先的に行われます。

### ■幅員別道路現況\*及び災害時の消防活動困難区域

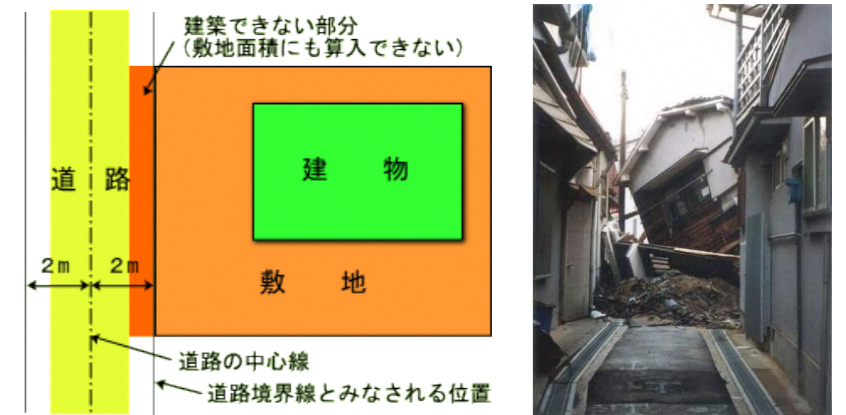
\*建築基準法第42条の位置付けが無い水路、私道、通路等を含む



## ③「狭あい道路」とは

- 法律上の定義はありませんが、行政が使用する場合は、幅員4m未満の「2項道路」(\*)をさすことが多いです。  
 ※「2項道路」を含む「建築基準法の道路の種類」については、4頁上段をご覧ください。
- 震災時には建物等の倒壊による道路閉そくが発生し、二方向避難の確保に支障が生じる可能性があります。

■「狭あい道路(2項道路)」と建築物の敷地との関係 参考：地震で塞がってしまった狭あい道路 ※阪神・淡路大震災



## ④「消防活動困難区域」とは

- 幅員6m以上の道路から、消防活動が容易にできる140mよりも離れた範囲を、災害時の消防活動困難区域と設定します。(注意：あくまでも大きな地震災害が発生した場合の道路幅員と消防活動の関係からの設定です。)

【出典：都市防災実務ハンドブック編集委員会(2005)『震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引き』ぎょうせい、推薦：国土交通省都市・地域整備局都市防災対策室】

### ■消防活動と道路幅員の関係(震災時の例)

